

千葉県地域環境保全自主活動事業補助金 Q & A

No.	分類	質問	回答
1	補助対象団体	環境保全活動を行う団体であれば、どのような団体でも補助金を受けられますか。	<p>主な条件には、次のようなものがあります。詳細は申請案内をご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市内に主たる事務所を有し、主に千葉市内で活動していること</li> <li>・団体の規約等を有し、運営が組織的かつ自主的に行われていること</li> <li>・堅実な活動実績を有すること</li> <li>・千葉市民活動支援センターに登録があること</li> <li>・政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする団体でないこと</li> <li>・地方公共団体又はその機関が構成員となっている団体でないこと</li> </ul>
2	補助対象団体	会社のCSR活動を行う際に、この補助金を利用できますか。	本補助金は、市民等で構成する民間の団体を対象にしていますので、株式会社等の営利活動を目的とする団体は利用できません。
3	補助対象団体	小学校のPTAでゴミ拾いなどを行いたいのですが、この補助金を利用できますか。	<p>学校等のPTAは、学校等との協力関係の下に組織されている団体であり、団体の性質上、本補助金の利用はできません。</p> <p>また、団体の名称のいかんを問わず、学校等の職員が構成員となっている団体や、学校等関係団体の構成員があて職（〇〇役員が構成員となる等）となっているもので、運営が自主的に行われていないと認められる団体、その他学校等の活動に密接に関係するものであると判断される団体は、本補助金を利用できません。</p>
4	補助対象事業	補助金の対象となる活動にはどのようなものがありますか？	<p>本補助金の対象となる活動は、次のような活動です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共性を有する場所での緑化活動や環境美化活動、リサイクル活動といった、環境問題に向けた実践的な活動</li> <li>・構成員以外の市民も対象とした自然観察会や啓発活動など、環境保全の活性化や裾野の拡大につながる活動</li> </ul>
5	補助対象事業	補助金の対象外となる活動にはどのようなものがありますか。	<p>本補助金の対象外となる活動は、次のような活動です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市の他の補助金等の交付を受けている活動</li> <li>・財産の維持管理を目的とする活動</li> <li>・調査・研究を目的とする活動</li> </ul>

No.	分類	質問	回答
6	補助対象経費	補助金の対象となる費用についてはどのようなものがありますか。	主に次のような費用が、本補助金の対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察会などでの外部講師謝礼</li> <li>・軍手、鎌など補助対象となる活動に使用する消耗品</li> <li>・環境イベントへの出展料</li> <li>・刈払機などの備品の購入</li> </ul>
7	補助対象経費	補助金の対象外となる費用についてはどのようなものがありますか。	主に次のような費用は、本補助金の対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン、プリンターなど汎用性の高い備品</li> <li>・団体事務所の光熱水費</li> <li>・団体構成員の人件費や交通費</li> <li>・総会に関する費用</li> <li>・構成員間の通信費</li> <li>・寄附金</li> </ul>
8	補助対象経費	総会で使用する資料などの費用は対象となりますか。	資料作成費や会場使用料など、総会に関する費用はすべて本補助金の対象外です。
9	補助対象経費	購入した資材の運搬費は対象となりますか。	購入した資材が本補助金の対象であれば、対象となります。
10	補助対象経費	チラシ、パンフレットを作成したいのですが、用紙代、インク代などは対象となりますか。	原則、対象外となります。ただし、イベントの広報のために作成するなど必要な範囲内で補助を希望する場合は、申請前までに相談してください。その際には、印刷物の配布部数、配布時期、配布先、印刷単価（※）、印刷単価の算出根拠等の計画が必要となり、実績報告時にもその実績が分かるものをご提出いただくこととなります。 ※用紙1枚の費用に、1枚の印刷にかかるインクの費用を加算した費用

No.	分類	質問	回答
11	経費の支出	領収書を徴収する際の注意点はありますか。	以下の点にご注意ください。詳細は、別紙「領収書について」を参照願います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書には必ず団体名を記入してもらってください。（宛名の記入ないものや個人名が記入されているものへの補助金の交付はできません。）</li> <li>・領収書の品代欄に必ず品名を記入してもらってください。（品名の記入のないものへの補助金の交付はできません。）</li> <li>・一度に複数点購入した場合は、購入した商品の内訳が分かるもの（レシート等）を必ず添付してください。</li> </ul>
12	経費の支出	領収書が徴収できない場合は、領収書がなくても良いですか。	No.18の回答を参照願います。
13	計画の変更	申請書を提出した際には計画していなかった活動の経費について補助金を受けたいのですが、どのようにしたらよいですか。	当初の計画を変更する場合は、「千葉市地域環境保全自主活動事業補助金変更交付申請書」を提出していただき、それに対する市の審査を受ける必要があります。申請を行わずに計画を変更した場合、本補助金が交付できないこともありますので、変更交付申請書の提出が必要かどうかは、その都度ご相談ください。
14	計画の変更	申請書の提出時に購入を予定していた物品では、用途を果たさないことが判明したので、購入する物品を変更したいのですが、何か手続きは必要ですか。	経費の配分が変更となる場合等は「千葉市地域環境保全自主活動事業補助金変更交付申請書」の提出が必要となる場合があります。変更交付申請書の提出が必要かどうかは、その都度ご相談ください。
15	実績報告	活動日誌の作成は必須ですか。	必須です。活動日誌等で、購入した物品等を使用したことが確認できない場合は、本補助金を交付することはできません。
16	実績報告	活動日誌はどのように作成すればよいですか。	別紙「活動日誌(例)」を参考にしてください。

No.	分類	質問	回答
17	実績報告	購入はしたが、実際には使用せず、残っているものについて、補助金を受けることはできますか。	本補助金の対象となるのは、申請書提出日から平成30年2月28日までの活動に対する費用です。使用しなかったものや、ストックとして残してあるものに対して本補助金を交付することはできませんので、計画的な購入をお願いします。
18	実績報告	領収書をもらい忘れてしまったもの（又は紛失してしまったもの）についてはどのように報告したらよいですか。	本補助金を交付するためには、領収書により支払った事実が確認できること、及び活動日誌により使用した実績が確認できることが必要ですので、領収書のないものについて、本補助金を交付することはできません。
19	実績報告	申請書を提出する以前に購入したものについて、補助金を受けることはできますか？	申請書提出日以前に購入したものや、申請書提出日以前の活動に係るものに対しては本補助金を交付することはできません。
20	その他	今回初めて申請します。活動実績について、何を添付したら良いですか。	会報や、パンフレットなどを添付してください。1年間をとおしてどのような活動を行っているのか分かるものをお願いします。 なお、状況により、追加の資料の提出をお願いすることがあります。
21	その他	補助金は何回でも申請できますか。	1対象団体につき1会計年度1回となっておりますが、翌年度も継続して申請していただけます。